

資料 3

公益社団法人日本図書館協会 図書館資料室設置運営規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）の定款第3条に掲げる目的を達成するため、本法人が設置する図書館資料室の管理運営について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本法人に図書館資料室を設置する。

(任務)

第3条 図書館資料室は、本法人理事長の管理の下に次の任務を担う。

- (1) 図書館運営および図書館サービスに関する資料（電子的媒体資料を含む。）（ただし、特例社団法人日本図書館協会情報公開規程の別表に定める資料を除く。以下同じ。）の収集、整理、保存、提供
- (2) 前項の任務を果たす上で必要となる関係機関との連携協力その他の事業

(一般公開)

第4条 図書館資料室は、本法人の会員のほか、図書館および図書館関係者、図書館情報学研究者・学生等の利用に供するとともに、図書館に関心を持つ一般の利用に供し、広く公開することとする。

(目録整備)

第5条 図書館資料室は、第3条に規定される任務によって収集、整理された資料の目録を整備し、利用者の効率的な利用を保障する。

(資料構築)

第6条 図書館資料室は、概ね次の資料を収集、構築する。

- (1) 本法人の部会、委員会等の事業活動が生み出した刊行物、記録等については、網羅的に収集し、保存する。
- (2) 各種図書館の報告書、広報紙・誌、要覧、図書館関係団体の機関誌等及び図書館運動団体の機関誌等は、特に重視する。
- (3) 国内で刊行された図書館運営及び図書館サービス、並びに図書館情報学に関する図書、逐次刊行物は可能な限り収集する。

- (4) 図書館や読書などに関する記事、論文が掲載された一般図書や専門図書等についてもできる限り収集に努める。
- (5) 図書館や読書などに関する新聞切抜資料、ポスター、視聴覚資料、博物資料についてもできる限り収集する。
- (6) IFLA および世界各国の図書館団体や図書館及び読書に関する資料についてもできる限り収集する。

(連携協力)

第7条 図書館資料室は、第3条に定める任務を遂行するため、都道府県図書館協会等国内の図書館関係団体および都道府県立図書館、館種ごとの団体等、関係機関、団体等との連携協力を努める。

(開室日および時間)

第8条 図書館資料室は、次の日および時間に開室する。

- (1) 次に掲げる日を除く日に開室する。
 - ・日曜日および、土曜日
 - ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - ・1月2日から4日および12月29日から31日までの日
- (2) 午前10時から午後5時まで開室する。
- (3) 前項の規定にかかわらず理事長が必要と認める場合には臨時に閉室することができる。

(利用の停止等)

第9条 理事長は、図書館資料室の円滑な運営に支障を及ぼす行為をした者に、利用の停止、退去を命ずることができる。

- 2 理事長は、資料を紛失、損傷、汚損等をした者に対し損害賠償を求めることができる。

(細則等)

第10条 本規程の実施に関し必要な細則等は、理事長が別に定める。

附則

- 1. 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

2. この規程は、平成 25 年 7 月 4 日から施行する。

附則(平成 26 年 1 月 23 日改正)

この規程は、平成 26 年 1 月 21 日から施行する。